

○ 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）新旧対照表（附則第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後		改正前	
別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一（略） 二 給与	人事管理文書の区分	人事管理文書の区分	人事管理文書の区分
	（略）	（略）	（略）
	基準日	（略）	（略）
	保存期間	（略）	（略）
規則九― 一―二― 一（ 広域異動 手当）	第一条第三項第七号、第 四項第七号及び第五項第 七号並びに第三条の承認 に関する文書等	取得の日 五年	規則九― 一―二― 一（ 広域異動 手当）
三〇十九（略）	三〇十九（略）	三〇十九（略）	三〇十九（略）

○ 人事院規則九一八―五七（人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則） 新旧対照表（附則第三条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （初任給に関する経過措置）</p> <p>5 平成十九年一月一日以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について規則九一八第十四条から第十六条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から同規則第十二条第一項の規定による号俸（同規則第十四条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を四（新たに職員となった者が特定職員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同規則第三十六条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、三）で除して得た数の年数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成二十二年一月一日前となるものの採用日における号俸は、同規則第十四条から第十六条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の十一月一日（特定職員にあっては、同年の十月一日）以後である場合）にあっては、同</p>	<p>附則 （初任給に関する経過措置）</p> <p>5 平成十九年一月一日以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について規則九一八第十四条から第十六条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から同規則第十二条第一項の規定による号俸（同規則第十四条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を四（新たに職員となった者が特定職員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同規則第三十六条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、三）で除して得た数の年数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成二十二年一月一日前となるものの採用日における号俸は、同規則第十四条から第十六条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の十一月一日（特定職員にあっては、同年の十月一日）以後である場合）にあっては、同</p>

年の翌年の一月一日)の翌日から採用日までの間における同規則第三十四条第一項に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで

二 平成二十五年四月一日以後に新たに職員となり、同日において四十五歳に満たない者(次号及び第四号に掲げる職員を除く。) 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで

三 平成二十五年四月一日以後に新たに職員となり、同日において三十九歳に満たない者(次号に掲げる者を除く。) 平成十九年一月一日から平成二十年一月一日まで

四 平成二十五年四月一日以後に新たに職員となり、同日において三十七歳に満たない者 平成十九年一月一日

年の翌年の一月一日)の翌日から採用日までの間における同規則第三十四条第一項に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで

二 平成二十三年四月一日以後に新たに職員となり、同日において四十三歳に満たない者(次号及び第四号に掲げる職員を除く。) 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで

三 平成二十四年四月一日以後に新たに職員となり、同日において三十六歳に満たない者(次号に掲げる者を除く。) 平成十九年一月一日から平成二十年一月一日まで

四 平成二十四年四月一日以後に新たに職員となり、同日において三十歳に満たない者 平成十九年一月一日

改 正 後	改 正 前
<p>1 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による俸給月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与法第六条の二若しくは第八条第三項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、育児休業法第十八条の規定により読み替えられた任期付研究員法第六条第三項若しくは第四項、育児休業法第十九条の規定により読み替えられた任期付職員法第七条第二項若しくは第三項、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。次号において「平成二十二年給与法等改正法」という。）附則第五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項又は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に關する法律（平成二十四年法律第二号。次号において「給与改定特例法」という。）附則第八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の</p>	<p>1 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による俸給月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与法第六条の二若しくは第八条第三項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、育児休業法第十八条の規定により読み替えられた任期付研究員法第六条第三項若しくは第四項、育児休業法第十九条の規定により読み替えられた任期付職員法第七条第二項若しくは第三項、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。次号において「平成二十二年給与法等改正法」という。）附則第五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項又は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に關する法律（平成二十四年法律第二号。次号において「給与改定特例法」という。）附則第八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の</p>

規定により読み替えられた同条第一項若しくは第二項
 三 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時
 間勤務職員 育児休業法第二十四条の規定により読み
 替えられた給与法第六条の二若しくは第八条第三項、
 第四項若しくは第六項、平成二十二年給与法等改正法
 附則第五条第四項の規定により読み替えられた同条第
 一項又は給与改定特例法附則第八条第六項の規定によ
 り読み替えられた同条第一項若しくは第二項
 (略)

規定により読み替えられた同条第一項
 三 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時
 間勤務職員 育児休業法第二十四条の規定により読み
 替えられた給与法第六条の二若しくは第八条第三項、
 第四項若しくは第六項、平成二十二年給与法等改正法
 附則第五条第四項の規定により読み替えられた同条第
 一項又は給与改定特例法附則第八条第六項の規定によ
 り読み替えられた同条第一項
 (略)